

平成30年度 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者
バレーボール競技「上級指導員」養成講習会 専門科目 開催要項

- 1 目的 地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導や事業計画の立案等において、クラブ内指導者の中心的な役割を担うとともに、広域スポーツセンターや市町村エリアにおいて、競技別指導にあたる者を養成する。
- 2 主催 公益財団法人日本スポーツ協会 公益財団法人日本バレーボール協会
- 3 主管 公益財団法人静岡県体育協会 一般社団法人静岡県バレーボール協会
- 4 協力 株式会社ミカサ 株式会社モルテン
- 5 実施競技 バレーボール競技
- 6 カリキュラム (1) 共通科目70時間〔共通Ⅰ＋Ⅱ〕（7の開催期日は(2)専門科目のことを指すものとする）
(2) 専門科目60時間【集合講習23時間以上】
① 基礎理論：26時間 ② 実技：14時間 ③ 指導実習：20時間
※ 講習及び試験などの免除措置については、別に定める基準による。
- 7 開催期日 (1) 開催期日 平成30年8月4日(土)、5日(日)、11日(土)、12日(日)
開催場所 (2) 開催場所 静岡産業大学 情報学部 体育館（藤枝市駿河台4-1-1）
日程 (3) 日程 詳細については、別紙(カリキュラム案)参照
- 8 受講者 (1) 受講条件（下の①～④のすべてを満たす者）
① 平成30年4月1日現在、満22歳以上の者。
② 原則、(公財)日本スポーツ協会公認指導員資格を有し、JVAのMRS登録済みの者。
※ 該当しない者は、受講のためにいくつかの条件があるため、18 問い合わせ先の担当者へ事前に相談すること。
③ 地域においてスポーツ活動を実施しているスポーツクラブ等において年齢、競技レベルに応じた指導にあたるとともに、事業計画の立案などクラブ内指導者の中心的な役割を担っている者。またはこれから中心的な役割を担う者。
④ 本講習会の集合講習23時間すべてに参加できる者。
(2) 受講者数 50人程度とする。
- 9 受講申込 (1) 受講希望者は、(一社)静岡県バレーボール協会【以下SVAという】指導普及委員長(18 問い合わせ先参照)へSVA用「受講調書」(SVAホームページ指導普及委員会より入手可)を送付する。その際、正式な(公財)日本スポーツ協会用「講習会受講申込書類」を受領するため、A4サイズの封筒(140円分切手を貼り、自分の住所・氏名を明記したもの)も一緒に送付すること。正式な「講習会受講申込書類」を受領後は、5月1日～6月30日までに(公財)日本スポーツ協会指導者マイページ(<https://my.japan-sports.or.jp/login>)より申し込みを行う。マイページでの申し込みが不可能な方については、(公財)静岡県体育協会【以下県体協という】を通じて代理申請ができるので、県体協(054-265-6464 担当：長嶋)まで御連絡すること。
(2) 免除該当者は、所定の必要書類を添付し、提出すること。なお、SVA公認コーチ・上級コーチ、日小連一次・二次・三次修了者は、受講免除該当者には該当しない。
- 10 申込期限 「受講調書」平成30年5月31日(木)、「正式申込」5月1日～6月30日(上記参照)
- 11 調書送付 〒421-0506 牧之原市大寄1190-1 増田直彦 宛に郵送すること
- 12 受講料 専門科目：10,800円(税込)【初日の受付時に納入：釣り銭の必要ないように】
※ 免除・資格審査料については、別に定める。
※ 受講のための交通費や通信費用及び教本・資料代等は、これらに含まれない。

共通科目：「県体協」が専門科目とは別に実施する“上級指導員(共通科目)養成講習会”を受講する。これについての案内および申込みは別に実施する。
* 共通科目Ⅰ・Ⅱ受講者：15,120円(税込)

- * 共通科目Ⅱのみ受講者〔共通科目Ⅰ免除者(修了者)〕：8,640円(税込)
- * 共通科目Ⅰ・Ⅱ講習免除者〔中学校教諭または高等学校教諭の保健体育一種免許状／保健体育専修免許状保有者〕：11,040円(税込)
- * 中学校教諭または高等学校教諭の保健体育一種免許状／保健体育専修免許状保有者且つ共通科目Ⅰ免除者(修了者)：7,140円(税込)

※ 中学校教諭または高等学校教諭の保健体育一種免許状/保健体育専修免許状保有者は**共通科目Ⅰ・Ⅱの集合講習会を免除**とし、**自宅学習**を行い、**検定試験のみを受験**する。
 なお、**共通科目受講申込時に上記の教員免許状の写しが必要**となる。

13 受講者の決定

県体協から提出された申込書等の関係書類に不備がない者を受講者として内定し、県体協を通じて本人に通知する。受講内定後、受講料の支払を完了した者を受講者として決定する。なお、原則として、他の(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格との同時受講は認めない。

(1) 受講有効期限

受講者は原則として受講有効期限内(受講開始年度を含め4年間)に共通科目と専門科目のすべてを修了しなければならない。なお、期限内に修了しない場合はその時点で受講者としての権利をすべて喪失するが、専門科目講習会が有効期限内に実施されない場合はこの限りではない。

(2) 受講取消し

受講者として相応しくない行為があったと認められたときは、(公財)日本スポーツ協会指導者育成専門委員会教育研修部会で審査し、受講が取り消される。

14 講習・試験の免除

既存資格及び(公財)日本スポーツ協会免除適応コースの履修等により、講習・試験の一部または全部を免除することができる。免除に関する詳細は、別に定める。

15 検定・審査

講習に基づく、検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施する。

- (1) 共通科目における検定試験は、(公財)日本スポーツ協会指導者育成専門委員会において審査を行う。
- (2) 専門科目における検定は、技能検定を主体に筆記試験などを加えた総合判定とし、(公財)日本バレーボール協会及び(一社)静岡県バレーボール協会指導普及委員会において審査する。
- (3) 共通科目、専門科目のいずれもの検定に合格した者を「公認上級指導員養成講習会修了者」として認める。

16 登録・認定

- (1) 共通科目及び専門科目の検定に合格し、その後、指導者登録(登録申請書の提出及び登録料の納入)を完了した者に、(公財)日本スポーツ協会公認指導員「認定証」及び「登録証」を交付する。
- (2) 登録による公認資格の有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限内に、(公財)日本スポーツ協会あるいは(公財)日本バレーボール協会の定める研修を受けなければならない。(ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる)
- (3) 過去に何らかの公認スポーツ指導者資格を取得し、現在その資格が有効期限切れになっている場合、本養成講習会を修了しても、上級指導員資格を登録できない場合があるため注意すること。

17 その他

- (1) 本講習会受講に際し、取得した個人情報、(公財)日本スポーツ協会及び県体協、(公財)日本バレーボール協会、SVAが、本講習会の受講管理に関する連絡(資料の送付等)及び関係事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。

18 問合せ先

(一社)静岡県バレーボール協会 指導普及委員長 増田直彦
 〒421-0506 牧之原市大寄1190-1
 電話 090-8334-2488 (携帯)
 E-mail sva_masuda@yahoo.co.jp